

第 4 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年1月28日(水)
午後2時00分～4時42分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員46名・参与5名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橋村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橋村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
		狩野 富雄	赤城村議会選出議員
		狩野 義雄	北橋村議会議長
南雲 鋭一	北橋村議会選出議員		
楯 信一	北橋村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長
		町田久	渋川商工会議所会頭
		飯野照男	渋川市農業委員会会長
		山口源一郎	伊香保町区長会会長
		千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
		木暮敬治	小野上村商工会会長
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石関吉幸	子持村商工会会長
		小澤一二	子持村農業委員会会長
		木暮政光	赤城村商工会会長
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長
		永井俊嗣	赤城村区長会会長
	高橋新吉	北橘村商工会会長	
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井芳樹	渋川地区医師会会長
		小野宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授
	参与		角田登
		大林喬任	群馬県議会議員
		真下誠治	群馬県議会議員
		高橋祐司	渋川行政事務所長
		伊藤一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

欠席委員等(委員4名・参与1名)

委員	2号委員	村尾隆史	伊香保町助役
	3号委員	高橋寿男	伊香保町議会選出議員
	4号委員	長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		萩原吉久	北橘村区長会会長
参与		真下誠治	群馬県議会議員

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	狩野 和夫	企画課長
伊香保町	高橋 義明	企画観光課長
小野上村	平方 敏治	企画観光課長
子持村	鴻田 恵二	企画課長
赤城村	樺澤 常雄	企画課長
北橋村	小泉 彰晴	企画財政課主査

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉原 康之	事務局長
渋川市	五十嵐 研介	事務局次長
渋川市	福島 泰利	総務GL (グループリーダー)
渋川市	笹原 浩	計画G (グループ)
渋川市	灰田 幸治	調整G
伊香保町	藤岡 孝広	計画GL
小野上村	飯塚 玄浩	調整G
子持村	寺島 剛	総務G
赤城村	須田 茂之	計画G
北橋村	萩原 一夫	調整GL

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	2社 2名	
一 般	16名	
合 計	18名	

2 会議に付した案件

協議事項

- 議案第13号 協議項目 7 「地方税の取扱いに関する事」
- 議案第14号 協議項目 8 「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」
- 議案第15号 協議項目 15 「特別職等の身分の取扱いに関する事」
- 議案第16号 協議項目 17 「使用料、手数料等の取扱いに関する事」
- 議案第17号 協議項目 18 「公共的団体等の取扱いに関する事」
- 議案第18号 協議項目 19 「補助金、交付金等の取扱いに関する事」
- 議案第19号 協議項目 20 「付属機関等の取扱いに関する事」

開 会（午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第4回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、渋川地区市町村任意合併協議会の会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。本日は第4回の協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。平成16年の新春を迎えまして、改めて初春のお喜びを申し上げます。

さて、本協議会につきましては、委員各位のご協力をいただき、第4回目を迎えたわけではありますが、本日の協議事項といたしましては、地方税の取扱いに関すること外6件についてご協議をお願いするものであります。前回までは合併の方式、事務所の位置など、6項目の基本的事項につきましてご協議をいただいたわけではありますが、今回以降につきましては、住民の皆さんにより深く結びついた事柄につきましてご協議をいただくことになってまいりました。この協議会での協議結果が新市における行政サービス、住民負担に結びつくわけでありますので、それぞれの委員の皆さんからご忌憚のないご意見を出していただきまして、議論を深めていただければというふうに思っております。開会に当たりましてのごあいさつとして、よろしく願い申し上げます。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、協議事項に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりまして、会長の木暮渋川市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は46名の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間規定によりまして、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、会議録署名人の指名であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとしておりまして、今回は小野上村の野村収入役さんをお願いいたしました。

ので、今回は名簿順によりまして、子持村の信澤助役をお願いしたいと思います。
ご承認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、ご承認ありがとうございました。

会議録署名人につきましては、信澤助役さんをお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

次第3の協議事項、議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」
についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」

事務局長(吉原康之君) それでは、議案資料の1ページをごらんいただきたい
と思います。小さい方の資料であります。議案第13号 協議事項7「地方税の取扱
いに関する事」につきましてご説明いたします。

本議案の地方税は、国民健康保険税を除きまして、個人住民税、法人市民税、
固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、鉱産税、都市計画税でありまして、
冒頭に申し上げました国民健康保険税については、別途協議をしていただくこと
にしております。これらにつきましては、ごらんいただいている資料の末尾にな
りますが、記載のとおりです1であります。個人市民税につきましては、(1)
個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率、現在では2,500円
ありますが、を採用いたしまして、(2)、個人市民税の所得割額は6市町村に相
違がないため、現行のとおりとするものであります。(3)個人住民税の納期は、
地方税の定めるところによりまして、調整を図るとするものであります。ここで
言う地方税の定めの内容については、後ほど参考資料で説明をいたします。

2の法人市民税であります。法人市民税の均等割額及び法人税割の税率は、
渋川市及び子持村の例によるものとし、ただし合併特例法10条の規定を適用いた
しまして、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の
税率を採用し、不均一課税とするものであります。

3の固定資産税であります。(1)固定資産税の税率は、伊香保町の例によ
るものとし、(2)納期につきましては、地方税の定めるところにより、調整を
図るとするものであります。

4の軽自動車税であります。(1)税率については、渋川市、伊香保町、小
野上村、子持村及び北橋村の例によるものとなります。(2)納期は、渋
川市、子持村、赤城村及び北橋村の例によるものとなります。

5のたばこ税であります。たばこ税については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとするものであります。

6の入湯税であります。税率については、伊香保町の例とし、課税免除については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとするものであります。

7の鉱産税は、6市町村に相違がないため、現行のとおりとするものであります。

8の都市計画税は、(1)、税率については、浜川市の例によるものとし、ただし先ほどの法人市民税の場合と同様、合併特例法10条の規定を適用いたしまして、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とするものであります。(2)、納期につきましては、固定資産税の納期によるものとしてあります。

それでは、協議項目の参考資料1ページ、長い方の資料ですが、ごらんをいただきたいと思えます。

税目がかなり多いことから、説明がやや長くなりますものであります。よろしくお願ひいたしたいと思えます。ごらんいただいているまず個人市民税であります。調整方針案であります。先ほど議案で説明いたしましたとおりであります。

次に、右側の調整理由・課題という欄がありますが、調整は人口規模の拡大によりまして、個人住民税の均等割額が変わることや6市町村の納期に違いが見られる等から行うものでありまして、財政運営の視点や住民生活の影響を考慮し、後ほど説明をいたします。地方税法の定めにより、今後調整を図るとしてあります。

それから、その下になお書きがありますが、均等割にかかわる改正が今期国会において行われる予定だというふうなことであります。これは、ほぼ確定的であるという話であります。内容は後ほど説明いたしますが、現行の人口規模による定めではありません。人口規模にかかわらず一律3,000円になるというようなことであります。

次に、現況の欄であります。左側の欄であります。1の税率・納期等であります。ごらんの表は、その表の左側にあります項目について6市町村の状況を整理したものであります。1の納税義務者から3の所得割まで、いずれも同様であります。2の均等割額は、現況ではごらんとおり2,000円であります。先ほどの説明のとおり人口規模が変わることによって、現行では2,500円を採用するものとしてあります。4の納期であります。各市町村いずれも4期としてありますが、最終納期に違いが見られ、小野上村と子持村の欄をごらんいただきたいと思えます。1月となっております。他は12月であります。

次に、ただいまの表の下に整理をいたしましたものは、本議案に係る地方税法の関係条文を抜粋したものであります。まず、左側冒頭の条文であります。個

人均等割に係る定めでありまして、表のとおり人口規模によって標準税率が定められております。6市町村の人口は、合併で約9万人であります。中段にあります人口5万人以上50万人未満に該当いたしまして、具体的には2,500円になります。これが先ほど申し上げました今後改正をされる予定だというふうなことであります。

次は、所得割の税率に係る定めであります。6市町村の現況でも、先ほどの調整方針でもこの定めのと通りの標準税率としております。

次の右側にあります規定は、先ほど申し上げました地方税の納期に係る定めでありまして、上にありますのが普通徴収に係るもので、規定では6月、8月、10月、1月の4期とすることが原則であります。条例でこれを変更できるとする定めであります。今後この規定に基づきまして、先ほども議案の説明で触れたとおり、納期の調整を図ることにしております。次の特別徴収に係る定めについては、説明を省略いたします。

2ページをお願いいたします。2の先進地事例であります。表の上段の3市については、内容は多少異なりますものの、先ほどご説明をいたしました本議案の調整方針とほぼ同様であります。下段の3市は記載のとおり、特例措置を採用したというふうなことでありまして、次の3は、財政影響額について本議案のとおり個人住民税の均等割額を2,500円とした場合はどうなるかということで整理をしたものでありまして、平成14年度の統計の額を前提に計算いたしますと、それぞれ記載のとおり増収になりまして、合計では一番右の欄になりますが、2,000円の場合に比較し、1,586万5,000円の増となります。それから、先ほど申し上げました今後改正をされて、人口規模にかかわらず均等割額を3,000円とする改正が決まりますと、2,000円の場合に比較いたしまして、一番右側の最下欄であります。3,173万円の増となります。

次の3ページをお願いいたします。次に、法人市民税であります。まず、調整方針案につきましては、議案で説明したとおりであります。右側の調整理由・課題の欄であります。調整は後ほど説明いたしますように、標準税率を採用しておるところとそうでないところがあるため、6市町村の現況を踏まえまして、財政運営等の視点から検討いたしましたものであります。

次に、現況の欄の1の納税義務者及び税率等であります。この表の一番左側の欄をごらんいただきますと、1の納税義務者及び最下欄の4の徴収方法につきましては、記載のとおり6市町村とも同様の内容となっております。2の均等割額は、記載の区分ごとに税率が定められておりまして、左から渋川市、伊香保町、一つ飛びまして、子持村の3市町村が、そして小野上村、赤城村、北橋村の3村がそれぞれ同じ税率を採用しております。次に、3の法人税割は、表の右側にあります赤城村と北橋村が標準税率の12.3%、そして左側にあります渋川市、中ほ

どになります。子持村が制限税率の14.7%を採用しておりまして、伊香保町と小野上村は記載のとおり、標準税率と制限税率の間14.0%と14.5%の税率を採用しております。下段の表は、ただいま説明をいたしました6市町村の税率等の根拠になっております地方税法等を抜粋したものであります。左側にありますものが法人等の均等割の税率を、また右側の冒頭の規定が法人税割の税率をそれぞれ定めた規定であります。その下の規定は、いわゆる合併特例法の地方税の特例、不均一課税に係る定めであります。

4ページをお願いいたします。2は先進地事例でありまして、西東京市ほか5市の例であります。それぞれ背景を異にしているようでありまして、記載のとおり調整も方針も微妙に異なっております。次の3は、財政影響額でありまして、この表は平成14年度の統計をもとに、現行の税率と方針案等によって計算したものと比較したものであります。一番左側の欄の均等割、税割の項目が6市町村ごとに現行の税率で計算したもので、その下にあります標準税率と最下欄になりますが、今回の調整方針案となった渋川市の例で計算したものをそれぞれ比較しておるわけでありまして。

まず、標準税率を採用いたしますと、現在標準税率よりも高い税率を採用しております渋川、伊香保、小野上、子持の各市町村は、記載のとおりいずれも減収となります。赤城、北橋の各村は、現行が標準税率でありますから、増減なしということになります。合計では、一番右の欄であります。1億2,034万4,000円の減収となります。最下欄であります。渋川市の例、調整方針案であります。これによりまして、先ほどとほぼ逆でありまして、小野上、赤城、北橋の各村において増収となりまして、合計では2,596万5,000円の増収となります。先ほど調整方針案につきましては、財政運営の視点でと申し上げましたが、具体的にはこのような状況を勘案いたしまして、決定をしたわけでありまして。

5ページをお願いいたします。固定資産税であります。まず、調整方針案については、先ほど議案で説明したとおりであります。右側の調整の理由・課題の欄であります。調整は税率につきましては、伊香保町で採用している一部不均一課税の趣旨を生かすため、この例をもとに行うことにし、納期につきましては、先ほどの個人市民税などと同様に、地方税法の定めによって調整を図ることといたしました。

次に、現況の欄、1の税率及び納期等であります。表の左側の項目のうち1から3までは、2の税率に係る伊香保町の不均一課税以外は6市町村とも同様であります。最下欄4の納期につきましては、右側の子持、赤城、北橋の各村が同一でありまして、他は渋川市の最初の納期が、また伊香保町と小野上村が最終の納期がそれぞれ3村の場合と異なっておりまして、今後調整方針に基づいて具体的に納期を決定することになりますが、住民への影響、財政収支等を考慮しなけ

ればならないことから、その調整はかなり難しい判断が必要だというふうにことを想定しております。

次に、関係法令は地方税法等を抜粋いたしましたもので、左側にありますものが固定資産税の税率及び納期に係る規定でありまして、右側の上の条文は不均一課税等に係るもので、先ほどの伊香保町における不均一課税は、この規定によってその下にあります条例を定めまして行っているものであります。2は、先進地事例でありまして、西東京市以下納期に係る調整方針を決めているところが多く、下段の左側、宗像市の例は、やや異なっております、記載のように固定資産税の土地評価方式などについても調整方針を決めたようであります。3の財政の影響については、ないということでありまして、6ページをお願いいたします。

軽自動車であります。調整方針案は、議案で説明したとおりであります。右側の調整理由・課題の欄であります、調整は税率については、赤城村以外はすべて同様であることから、渋川市等の例を、また納期についても伊香保町以外は渋川市等の5月をいずれも納期としていることから、これらのことを軸に行いました。

次に、現況の欄、1の税率及び納期等であります、渋川市の欄をごらんいただきたいと思えます。その税率の欄であります、下の方に雪上走行とありますが、これについて赤城村だけがこれがありません、また3の納税通知書発送日及び4の納期については、渋川市はいずれも5月でありまして、伊香保町以外はいずれも同様であります。以下、関係法令等につきましては、説明を省略いたします。

7ページを飛ばしまして、8ページをお願いいたします。たばこ税であります。調整方針案は、先ほど説明いたしましたとおりであります。以下は、説明を省略をいたしまして、9ページをお願いいたします。入湯税であります。調整方針案は、先ほど説明したとおりであります。右側の調整の理由・課題の欄であります、調整は特に税率の基本的な部分に違いが見られないことから、税率の種類の多い伊香保町の例を軸に行うことといたしました。

次に、現況の欄、1の税率及び納期等であります、記載のとおり2の税率について、渋川市及び伊香保町が他と違いが見られるものの他は同様であります。関係法令は、入湯税に係るものでありまして、下段になります、税率に係る規定では、入湯税は入湯客1人1日について150円を標準とするとしております。次の2の先進地事例については、説明を省略いたしまして、3の財政影響額であります、日帰り休憩を課税していない町村については、日帰り温泉施設入館数を参考に試算したものが表の金額でありまして、一番右側の合計欄のとおり、総額では4,615万7,000円の増となります。

次のページをお願いいたします。鉱産税であります。調整方針案は、先ほど説

明したとおりであります。現況の欄の冒頭の表であります。最下欄に記載のとおり、6市町村とも課税実績がない状況にありますので、説明は省略をいたします。

11ページをお願いいたします。都市計画税であります。調整方針案は、議案で説明したとおりであります。調整理由・課題の欄であります。都市計画税は渋川市と伊香保町においてのみ課税をしております。税率が異なっていることから、調整するものでありまして、調整は財政運営の影響を考慮し、渋川市の例を軸に行いました。ただし、税額の激変緩和のため、合併特例法の規定によりまして、一定の期間不均一課税とすることにいたしました。

次に、課題といたしましては、現在の納税義務者については、渋川市、伊香保町とも条例で定める区域内の土地、家屋の所有者とされていますが、新市における課税区域は、新たに定められます都市計画区域の中で、現在の課税区域設定の経緯等を踏まえまして、検討する必要があるということをお知らせしております。

次に、現況の欄であります。1の税率及び納期等であります。都市計画税は表に整理をいたしましたように、渋川市と伊香保町においてのみ課税をしております。表では税率のみ異なっていることがわかります。その下の関係法令は、地方税における都市計画税の課税客体等税率に係る規定と合併特例法における地方税の不均一課税に係る規定であります。説明は省略いたします。次の2の先進地事例であります。調整方針は本議案の場合と多少違いは見られますものの、基本的には同様であると言えるかと思えます。次の財政影響額であります。この表は平成14年度の統計をもとに、税率を議案のとおり0.3%とした場合の影響額を整理したものでありまして、伊香保町の最下欄をごらんいただきますと、3,950万1,000円の増収となりまして、一番右側の合計の欄であります。都市計画税の総額では現行では記載のとおり7億6,050万3,000円が8億4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第13号につきましては、今お聞きのように関係項目が個人市民税から都市計画税まで8項目にわたっておりますので、各項目ごとにご協議をいただきたいと思います。

まず、個人市民税についてご協議をいたしますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようでございますので、それではお諮りをいたします。

個人市民税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、個人市民税につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、法人市民税についてご協議をいたしますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

はい。

委員(塩野光弘君) 伊香保の塩野でございます。法人市民税につきまして、渋川市及び子持村の例によるということで、標準税率じゃなくて制限税率、制限いっぱいですね、14.7%にそろえるということでございますけれども、少なくとも標準税率は12.3%であります。それは当然おわかりのことと思いますが、ただ単なる財政運営への影響を考慮するというだけであって、高いところに合わせるということが妥当であるというふうな理解をですね、求めるというのは非常に難しいんじゃないかというふうに思います。確かに14.7%に上げればですね、財政運営が有利になるということは当たり前のことでございますけれども、そのところは税を払う側に立って考えたとするならば、そのところはですね、問題になってくるだろうというふうに思います。特にそういうふうな言い方をしてはいけませんけれども、赤城、北橋村等から見れば、かなりの増額ということになります。この辺をある程度調整をし直す必要があるんじゃないか。最低でもですね、伊香保の14.0%ぐらいにですね、そろえるとか、そういった調整をもう少し再検討すべきではないかというふうに思うんです。何か高いところに合わせてですね、税収だけを確保するという、そういうふうな考え方で果たしていいのかどうかというふうな問題があるかというふうに考えますが、私もう少し皆さん方のご意見を出していただきながら、私は調整を再度していくべきだというふうに思います。

以上でございます。

議長(木暮治一君) それでは、さらに事務局の方からこの案につきまして、整理した経過についてもう一度申し上げます。

事務局長(吉原康之君) それぞれ分科会あるいは専門部会、それから幹事会等でご議論いただいたわけでありまして、確かにご質問のようなお話も前提に検討いたしました。最終的には財政運営上の視点でと、こういうお話を申し上げましたが、基本的には全体的に見て、影響額が多いというようなことになりまして、この税目については減収になるわけでありまして、そういう意味では全体的にはほかの部分では住民に影響が出てくるものも出てくるわけでありまして、そういうことを総合的に判断をいたしまして、この税率にしたかどうかということ

で、幹事会までの議論では、そういったことを前提に決定をしたわけでありませう。
議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 渋川市議会選出の新井と申し上げます。参考にお聞きをした
いんですが、この出される協議項目については、正副会長会議で一応したものが
全部出されてくるということでお聞きをして、そのとおりだということ聞いて
おります。たまたま今伊香保の委員さんから町名を挙げて、行政名を挙げて今若
干の質問が出ました。挙げられた例としては、赤城村、北橋村の例が挙げられて
質問もありました。そういうことからして、この税率が一番赤城村、北橋村が低
いわけですので、ここに村長さんもいらっしゃるの、村長さんはどのような意
見を持っているのか、いたのか。また、渋川、子持は同じなんですけれども、伊
香保、小野上、それぞれ制限税率より低いんで、それぞれの長のご意見をこの際
お聞きをしておきたいと思いますが、そういう質問はどうなんでしょうか、議長
にお願いします。

議長（木暮治一君） ただいま局長の方からお話し申し上げましたように、この原
案につきましては、正副会長会議で決定をさせて、きょうご提案申し上げている
ところでございますので、そういった点については、特にご異議ございませんで
した。

委員（岩崎幸代君） 赤城の岩崎と申します。今の法人市民税についての質問なん
でございます。北橋、赤城、当然いろんなこの中に法人、個人それぞれ税率があ
るわけなんです、当然それぞれを勘案して、1項目の法人だとか、個人だとか、
そういうものを全部を勘案した中でこの税率をやったのか。それとも先ほど質問
したように、税率を上げるための最高値だけをとったのかと、そこら辺の基準点
ですか、それもちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） それぞれ税率の検討につきましては、すべての市税ので
すね、地方税の税率を比較しながら検討したわけだということではありませ
んが、基本的には先ほど申し上げましたような総合的な観点です、検討を
していただいたというふうなことで、その結果今回のような方針を案として決定
したと、こういうことありますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

それでは、お諮りをいたします。ただいま議題となっております法人市民税に
つきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議もございませんので、法人市民税につきましては、原

案のとおり決定されました。

次に、固定資産税について協議をいたしますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 渋川市議会の新井です。参考にお聞きをしたいんですけども、この固定資産税については、私はこの案で了承をいたしますが、伊香保の場合の参考だけなんですけれども、不均一課税で0.84%伊香保は現在不均一課税が行われ、この伊香保の例によるということで、これはいいと思います。参考なんですけど、現在不均一課税の差額はどのくらいになっているのか。その辺ちょっと参考までに聞かせてもらえればと思いますが。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） お示しをいたしました伊香保の不均一課税の税率による積算の数字については、現在整理をしておりますので、必要なら次回の会議で改めてご報告を申し上げたいと思いますが、よろしくご願ひいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にほかにご質疑もないようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。固定資産税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、固定資産税につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、軽自動車税についてご協議をいたしますが、税率につきましては、赤城村さんのみが雪上走行の軽自動車の税率の規定がございませんので、他の5市町村の例に合わせるといふもので、納期につきましては、5月31日とするものであります。ご質問ございましたらお願いをいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、それではお諮りをいたします。

軽自動車税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、軽自動車税につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、たばこ税についてご協議をいたしますが、たばこ税につきましては、6市町村に相違がないので、現行のとおりとするということではありますが、質問が

ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 特にご質問もないようですので、お諮りをいたします。

たばこ税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

たばこ税につきましては、原案のとおり決定をされました。

次に、入湯税についてご協議いたしますが、質問等がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問もないようですので、質疑を終結し、お諮りをいたします。

入湯税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

入湯税につきましては、原案のとおり決定をされました。

次に、鉱産税についてご協議いたしますが、鉱産税につきましては、6市町村に相違がございませんので、現行のとおりとするものであります。ご質問ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問もないようですので、お諮りをいたします。

鉱産税につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

鉱産税につきましては、原案のとおり決定をされました。

次に、都市計画税についてご協議をいたしますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員(塩野光弘君) 都市計画税につきましてはですね、現在都市計画区域を設定しているのは、渋川市と伊香保町と、こういうことになっております。0.3%というのも実は問題があるんですけども、特に調整課題のところですね、現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて検討する必要がある。当然検討する必要があるわけです。しかしながらですね、そういうふうなことではなくて、一たんこの都市計画税については、合併にかかわる時点においてですね、白紙に戻すと。全部白紙に戻した上で新市計画の中で都市計画の問題をですね、再度検討しながら、新たにその区域を設定するなり、こういった部分として、新たにつく

っていくべき問題ではないか。単なる現実問題としてですね、区域の状況とか、あるいは設定の経緯等を勘案することによって、そのまま継続をしていくというのは、これはいかにもですね、問題があるのではないかとこのように考えております。特に著しくですね、6市町村の中でアンバランスな状態になっている状況でございますので、一たんこれはですね、先ほど来繰り返しますけれども、白紙に戻し、再検討しながらですね、新市計画の中でつくっていくと、検討していくと、そういうふうな考え方で進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 都市計画区域につきましてはですね、これは新市になってから、もちろん新市建設計画の中で検討するかどうかは別にいたしまして、この課題で整理しておりますのは、そういう趣旨でですね、都市計画区域について改めて新市で見直して検討すると。ただ、この税率につきましては、既に渋川市と伊香保町で長い歴史的な経緯があるわけでありまして、これはほかの税と全く同じでありますから、そういう意味では税率が違う部分については、新市になって、とりあえず当面不均一課税としてですね、新たに新市で5年ないし不均一課税で適用されるその期間内で検討すると、こういうことでありますので、都市計画区域についてはお話のように新市になってから改めて検討し直すと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

委員（塩野光弘君） 再度確認をしておきたいんですが、新市計画の中で新たに検討し直す。区画については検討し直すということによろしいんですね。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど申し上げましたように、新市建設計画の中で検討するかどうかは別にすると、こう申し上げまして、いずれにしても、その期間的な問題がありますから、都市計画区域の検討については、恐らく新市になって、それぞれの関係者によって検討し直すと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 渋川市は、制限税率の0.3%、伊香保は0.2%ということでございます。県内の状況はどうなっているのか。この辺ちょっと参考にお聞かせ願いたいと。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 県内の状況については、現在資料を整理しておりませんが、これについても先ほど申し上げましたように、必要ならですね、次回に改めて整理したものでご報告させていただくということで、よろしく願いしたいと思います。

委員（新井晟久君） 税率の改正ということで、直接関係者には税金が上がってくるわけですね。ですから、渋川市以外の県内10市の状況ぐらいは、この際こういう機会に示していくべきじゃないか。全部ほかのところほとんど0.3%でやっているんだということなら、それはそれでいいと思います。その辺のことも税率の改正について伊香保町は0.2から渋川市に合わせるとということで、決めていくわけですね。ですから、一たん決まればそういうことでいくわけですから、5年間は不均一課税としても、その後はこういう形で進んでいくわけですので、もうちょっとその辺もですね、説明する立場として、またこれを提案する立場として、我々がじゃもうしようがないんじゃないかと、納得できるような説明があってしかるべきであるし、まして今まで個人市民税においても、これは地方税によって決まるので、上がるのしようがないと思う。しかし、これも上がります。また、法人市民税についても上がると、こういう形で税金が上がってくるわけです。これは、いろいろな状況があって、我々は今まで了承してきたわけですが、この都市計画税についても、もう少し判断材料として、その辺も示していくべきだと思いますがいかがでしょう。もう一回。

議長（木暮治一君） 事務局長

事務局長（吉原康之君） 基本的には関係市町村間の税率の調整ということで検討しております。お話のとおり必要に応じてですね、これは必要に応じてですが、関係市なりですね、仮に都市計画税について言えば、必要に応じてそういったデータを収集して今後はお示しをしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（新井晟久君） 今の答弁は答弁としてお聞きをいたしますが、それだけでは私はこの都市計画税の点については賛否ができない。ほかの方はどう思っているかわかりませんが、そういうことを申し述べておきます。

議長（木暮治一君） 都市計画税につきましては、今局長が申しあげましたように、当面不均一課税という形で伊香保さんについては、今の税率のままやっただくわけでありまして。そういった中で、まだ伊香保、渋川ほかにつきましては、都市計画区域が設定されておりません。そういったことの中で、今後地域指定を考えながら新しい市の中にあつて新市建設計画の中で論議されるわけでありまして、そういったご理解をお願いしたいと思います。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） ですから、先ほども申しあげましたとおり、都市計画税については今後数字を整理いたしまして、次回の協議会でご報告させていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 議長にお願いしますが、この点については、次回に対応を決

めるようにしてもらいたいと、こう思います。これは私の意見です。ほかの方はどうだかわかりません。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員の質問が出されまして、その中でこの件につきましては、次回の協議会でもう一回ということですが、この点につきまして皆さん方のご意見をお願いしたいと思います。新井委員さんの意見を認めて、後日ということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、議案第13号についての議事の中で、都市計画税につきましては、次回の協議会の中で改めてご協議をお願いすることに決定をさせていただきます。

以上で本件の13号につきましての協議が終了いたしました。都市計画税につきましての協議以外は終了したわけでございます。

次に、議案第14号 協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」についてご協議をいただきたいと思っております。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第14号 協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」

事務局長（吉原康之君） それでは、まず議案資料、小さい方ではありますが、3ページをごらんいただきたいと思っております。議案第14号 協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について説明を申し上げます。

協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとするものであります。

2、渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとするものであります。

3、職員数については、新市において定員管理計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするものであります。

4、職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図るものとするものであります。

5、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整をし、統一を図り、なお合併時現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとするものであります。

大きい協議項目参考資料12ページをお願いいたします。調整方針案については、

ただいま申し上げたとおりであります。

次に、右側の調整理由・課題の欄であります。ここでは5項目にわたる調整方針ごとに調整理由・課題を整理しております。1は、一般職員にかかわるもので、合併特例法を根拠に、すべて新市に引き継ぐとするものであります。課題といたしましては、格差是正の必要性を挙げております。

2は、医療事務組合の一般職に係るもので、6市町村の合併によって、組合設置の理由がなくなることから、ただいまの1と同様な対応が必要であるとするものであります。課題といたしましては、一般の行政職員と異質であることから、組織、機構の再検討が必要になるということでもあります。

3は、職員の定員管理計画の策定に係るもので、ただいまの1及び2のとおり、職員を新市に引き継ぐことによるものであります。課題といたしましては、記載のとおり5項目ほど挙げておりました。まず一つは、合併による一時的職員増加への対応でありまして、職員の新規採用などは退職者や年齢構成などを考慮した調整が必要であるというものであります。二つ目は、適正人員の把握と計画の策定ということでもあります。三つ目は、過剰人員の整理などによる職員数の適正化ということでもあります。四つ目は、合併による管理職ポストが減少することから、そのための調整であります。五つ目は、ただいまの管理職ポストの問題とも関連するものであります。グループ制の導入であります。

次に、4であります。職名等に係るものでありまして、6市町村の現況にかなりの違いが見られますことから、調整を図るとするものであります。課題といたしましては、職名などの整理、さきに決定をいただいた総合支所方式によることから、支所の管理職の職名の検討が必要になるというものであります。

次に、5であります。給与等に係るものでありまして、6市町村間で制度、運用等が異なるため、調整をいたします。課題といたしましては、次ページをお願いしたいと思います。合併特例法などに基づく給与制度などの統一や記載をいたしました幾つかの給与調整方式からの具体的な方式の採用の検討が必要になるということでもあります。

また、前ページにお戻りをいただきたいと思います。現況の欄をごらんいただきたいと思っております。まず、1の職員定数と実数であります。表の左側に記載のとおり、部局ごとに条例定数と実数を整理しております。渋川市の欄をごらんいただきますと、上段にあります条例定数は、条例で定められております職員数であります。実職員数は、平成15年4月1日現在の実職員数であります。最下欄をごらんいただきますと、それぞれ合計職員数があります。以下、同様にごらんをいただきまして、表の一番右側の下であります。合計欄であります。条例定数は1,104人で、実職員数は909人です。

次に、2の職員給与であります。地方公務員の給与は、国に準ずるとされて

おりまして、6市町村ではそれぞれ表に記載の国の行政職俸給表を使用しておりますが、渋川市が同俸給表の1級から9級までを、他は1級から8級までを使用しております。

次ページをお願いいたします。3の職名であります。ごらんとおり渋川市と他の町村では、かなりの違いが見られますし、また5町村についても、それぞれ微妙に異なっていることがわかるかと思えます。

次に、その下にあります関係法令であります。合併特例法における職員の身分の取扱いに係る規定と地方公務員法における一般職員と特別職員の種類等を定めた規定でありまして、説明は省略いたします。

14ページをお願いいたします。4の先進地事例であります。表の上段の西東京市及びさぬき市の例、それから下段にいきまして、東かがわ市及び山県市の例が先ほど説明をいたしました本議案の調整方針とほぼ同様であります。他はやや簡単な方針となっているようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりました。

議案第14号につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

委員（新井晟久君） 給与についてちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

5番目の給与についてということで書かれております。合併時は現職員については現給を保障すると、その後速やかに給料の格差是正を行うということで、速やかにというのは速やかだと思えます。合併時は現在の給料保障をして、その後格差是正、ですから職員の中に格差があると思えますが、下がる人がいないようにするのか、現給料は保障し、今後も保障しながら、その辺の格差是正についてはどういう考え方でいくのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） これは、調整の考え方でありまして、決定的な話ではありませんので、そういったことでお聞きをしていただきたいと思います。

基本的には財政の問題もありますから、職員の立場からすれば、高い方にといいようなことが期待をしているようなことで望ましいわけではありますが、ただいま申し上げましたように、財政的な視点もありますし、それから調整の話でいくと、そういう点を勘案した調整というようなことになると、当然今お話のありました場合によっては、給与が下がる職員も出てくるというようなこともあります。これは、先進地事例から見ても、そういった状況で調整をしているという例が多いようでありまして、今後はそういった先進地事例あるいは渋川市地域の

実態もありますから、そういうことを総合的に勘案して、その辺の調整を図っていく、こういうことになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

委員（新井晟久君） 現在の職員の方々は、現在もらっている給料でもって生活をし、すべての社会生活をしているわけです。ですから、上がる分については別に問題ないんですけれども、下がった場合にいろいろな家庭、家庭の中での生活状態があるわけで、こういう厳しい経済情勢の中で給料が下がった場合には、その辺の痛手も出てくると思うんですね。ですから、その辺の税金は不均一課税で5年間は不均一にして、5年後は正規のルールに従っていくということなんですが、合併時は現在の給料を保障するけれども、速やかに格差是正を行うという、その速やかにというのは、税金のように不均一課税で5年間というのがありますけれども、その辺のめどというのは、下がった場合に先ほども言いましたように、家庭生活にも影響が出てくるわけですから、その辺は慎重にやってもらいたいし、その辺の不均一課税と同じような考え方で対応をすることもできるのかどうか、その辺の考え方についてもう一度お聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 合併をする場合の調整の一番難しい項目がこの職員給与等であります。基本的には現在もいろんな方面からさまざまな検討を始めたところでありまして、これも先進地事例等を見ますと、速やかにというふうなことで記載をしてありますけれども、基本的には数年ないし10年近くかかるというようなことが現況でありまして、そういうことを前提にできるだけ速やかにというようなことでお答えにはならないかと思っておりますけれども、そういう意味で速やかに対応していきたいと、こういうことでありますので、よろしく願いします。

委員（新井晟久君） もう一回確認しますけれども、速やかにというのは5年から10年と、こういうことでお聞きをいたします。それでよろしいですね。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 例えば速やかにということで申し上げますと、5年から10年ということでありまして、結果として長い場合も出てくると、こういうことでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。ただいまの新井さんのご意見といたしますが、非常に言葉の関係というのがある意味では非常に重要になってくるだろうというふうに思います。速やかということで論議がされましたけれども、非常に調整方針が抽象的でありますので、したがって、どうしてもそういうところを聞いておきたいというのは、これはいたし方ないことなんだろうと思います。私は、4番目のですね、職名及び任用要件についての合併時に統一を図るという、

この文言がですね、はっきりしていないというふうな部分があるだろうというふうに思います。第1回の任意協の中で、基本的区分というのがありましたよね。その中に現行のとおりとするとか、合併時に統合するとか、再編するとかでですね、そういった語句を個々にですね、はっきりと定義をしたのがございました。その中に統一を図るというのはですね、出ておりません。統一を図るということがどういうことなのかということについて、少なくとも聞いておきたいのは、大した問題じゃないからお答え願いたいと思うんですけども、新市に発足の前か、その時点なのか、あるいはその後なのか、お答えを願いたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほどのお答えと同様でありまして、この職名等の問題についても、非常に時間がかかる問題であります。ただ、この方針にありますように、合併時に統一を図るということでありますから、基本的には合併するときには統一を図ると、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

委員（塩野光弘君） 合併時に統一するという答えがですね、統一を図るということだけの答えでは答弁にもならないんで、私が言っているのは、要するに考え方としてですね、統一をするというんだったら、合併時に統一してしまうわけです。それ時点で終わりということですね。統一を図るという表現がですね、文言が要するに合併の日までにこの問題を解決していくのか。あるいはその後ですね、少し少々時間をかけてもですね、検討をしていくのか。そして、統一を図っていくのか。この点を聞いておるわけなんで、統一を図るということをそのまま答えてもらっても、答えにならないという。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） お話にもありました過日の協議会でお示しをいたしました調整方針の分類のところ、詳細に記載をしております、2番目の項目で合併時に統合するという基準については、調整が必要な事項で、新市発足の日からいずれかの市町村の例に倣い施行するものと、こういう整理をしております、基本的にはこれに基づいて今後検討し、調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 定員適正化計画でございますが、新市において定員適正化計画を策定するというところでございますが、現在新市建設計画が進められておりますが、この定員適正化の点について、新市建設計画の中で対応をしていくべきじゃないかと思っておりますけども、その辺はどう考えておられますか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほどもご説明申し上げましたように、基本的には現在の職員はすべて新市に引き継ぐと、こういう整理をすることになっておりまして、

これによりますと、新市建設計画については、今後さまざまな検討を加えて整理をしていきたいと、こういうふうを考えております。それで、新市建設計画の中で検討するのかと、こういうお話でありますけれども、財政推計ともこの職員の定数等については関係してくるわけでありまして、現時点で新市建設計画の方の検討では、一応かなり大まかな推計をもとに財政推計に反映していきたいと、こういうことでもありますので、この定員管理計画とはですね、それとももちろん関連はするわけでありまして、具体的な計画については、今後新市になっても含めてですが、そういう状況の中で検討し、定員管理計画を策定していきたいと、こういうふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

委員（新井晟久君） 現在の職員は、すべて合併時には引き継がれるわけですが、今後定員管理の問題等については、検討するわけですが、新市建設計画の中で、ある程度のアウトライン的なものについてもですね、示していくべきじゃないかと思うんです。また、定員適正化計画については、今後重要な問題でございますので、きちっとした対応をしなければなりませんけれども、新市建設計画でいろんな面で、財政的な面でのいろいろ試算も出てくるわけですが、今答弁があったように。ですから、そういう点でもこの点についてはこれが決まりということではなくて、この点についても、新市建設計画はあくまでも一つの策定案ですから、すべてそれがそのとおりというわけにもなかなかいかない面も、今後出てくると思うんで、定員適正化計画についてもある程度の対応をしていくべきじゃないかというふうに部長の今答弁聞いたんですけれども、まだそういうふうに思っておりますので、もう一度答弁お願いします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 定員計画と新市建設計画、先ほど申し上げましたように、職員数等については、これ関連が深いわけでありまして、必ずしも違う話で整理をするという話にはならないわけでありまして、そういう意味では先ほど申し上げましたとおりであります。ただ、定員管理計画については、これは今後職員数、財政運営等に非常に影響があるわけでありまして、かなり精密なといえますか、詳細な計画になるかと思っております。ただ、財政推計、これは新市建設計画の中で決めるわけでありまして、それにつきましては、ある面かなりマクロ的なといえますか、そういったことで財政推計に反映させていくような、そういう整理になるかと思っておりますので、その辺はただいま申し上げました定員計画とやや異なる部分がありますので、そういう意味の整理は新市建設計画においていたしますけれども、定員管理の計画はまた定員管理の計画で緻密なあるいは正確なそういう計画にしていきたいというふうに考えておりますので、その違いがありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

議長（木暮治一君） ほかにご質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にございませぬようですので、先ほど来いろいろご質問をいただいておりますけれども、今後の課題としていろいろあるわけでありまして、合併の時点で当然そういった問題が大きな問題となるわけでありまして、それではご質問を終結させていただきます。

議案第14号につきましては、お諮りいたしますが、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては原案のとおり決定することになりました。

続きまして、議案第15号 協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関すること」について、事務局より説明をいたします。

事務局長。

議案第15「特別職等の身分の取扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の5ページ、小さい方ではありますが、ごらんをいただきたいと思います。議案第15号 協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関すること」について説明を申し上げます。

協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、特別職の職員、消防団員は除くわけでありまして、につきましては、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整するものとなります。

1は、市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところにより、報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整をするものとなります。

2は、市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整するものとなります。

3は、行政委員会の委員数、任期は、関係法令の定めるところにより、報酬の額については現行報酬額をもとに調整するものとなります。

4は、その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置するものとなります。

大きい資料の15ページをごらんいただきたいと思います。調整方針については、ただいま説明を申し上げましたとおりであります。右側の調整方針・課題の欄で

ありますが、まず冒頭の1及び2は、市長や議員などの報酬に係るものでありまして、自治体の規模などを考慮して定められておりますことから、合併により規模が変わるため、調整をするものでありまして、課題といたしましては、別に議案として協議をしていただきます議員の在任特例等により、合併時の議員数が異なってくるということがあります。

次に3は、行政委員会の委員に係るものでありまして、任期等については、現況ではかなりの違いが見られますことから、先ほどの市長等の場合と同様に、調整をするというものであります。課題といたしましては、現行の選任方法と取り扱い等に差異があるため、調整が必要であるというものであります。

次に4は、その他の特別職に係るものでありまして、市町村によって根拠規定がないところあるいは人数などに違いがあることから調整するもので、課題といたしましては、その存廃や報酬額、そしてその定め方の検討、合併時に身分が失われるものなどについての検討、特別職の定めのない委員の存廃の検討があります。

次に、現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、1では、特別職等人数、任期、報酬額をこのページから24ページまでにわたって整理をしております。それぞれごらんをいただきたいと思います。

25ページをお願いいたします。関係法令は、特別職に関連をした地方自治法の規定を抜粋したものでありまして、説明は省略をいたします。

26ページをお願いいたします。2の先進地事例であります。上段の西東京市及び下の段にあります東かがわ市の例が本議案の調整方針とほぼ同様の内容になっておりますが、他は比較的簡単な調整方針としているようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第15号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。1点だけ確認でございます。そうになっているかどうかということだけお答え願えればよいというふうに思います。私は、第1回のこの任意協の会議の中で、いわゆる合併が6市町村がいわば合併というですね、エアポートにソフトランディングをしていくためには、さまざまな施策が必要であるだろうというふうな話の中で、1点だけ副市長制を提起申し上げたというふうに思います。さまざまな検討機関の中で検討しながらですね、検討していただくということで受け取られたというふうに思っております。そういった意味で、この調整方針の最後の4の中にですね、この副市長制の問題について、その他の特別職の扱いをしてほしいというふうに話をしてあると思

ますので、少なくとも新市において新たにですね、検討をしていくということがその中でまだ継続をされているんだというふうに解釈をしてよろしいかどうかということについてご回答をお願いをしたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） ご質問のとおり、過日の任意協議会でご発言があったわけでありまして。その後私も副市長制等に係る資料等を整理をいたしました。ただ、現行のただいま議案でお願いいたしましておるものについては、制度なりあるいは設置されているものを前提に検討しておりまして、今後これらの資料をもとにですね、任意協議会の、これは任意協議会の方でご決定をいただいて、我々の方で検討するという、そういう順序になるのがいいのかなというふうに考えておりますが、基本的には資料等の整理をしておりますが、具体的な検討にはまだ入っておりません。

委員（塩野光弘君） 具体的な検討に入っていないということであれば、それはそれでいいんですが、それは検討課題にきちんと入っているかどうか、お答え願いたいと思います。それだけで結構でございます。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 事務的には、先ほど申し上げましたとおりでありまして、任意協議会の方の方針に基づいて事務局なり、事務サイドで検討をし、任意協議会でご決定をいただいて決めていただくという方向の方が事務局といたしましては、検討を進める上ではいいのかなというふうに考えておりますので、現在改めてこのものだけを取り出してどうかという検討は、資料収集、先ほど申し上げましたように、にとどまっていると、こういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（塩野光弘君） どうも年にとって頭が悪いものできちんと答えがわからない。私は、第1回の任意協で提起をいたしました。それは受けとめていただいたというふうに解釈をしております。したがって、その問題を少なくとも資料収集をしたということであるならば、そのことについて専門部会であれ、分科会であれ、あるいは幹事会であれですね、そこで検討をしていただいて、再度任意協の場に出していただく。そして、皆様のご意見によって必要であれば求める。必要でなければそれは要らないということはこの任意協の場で決定すればいいわけでございますので、そういったシステムで、また再びですね、任意協の議題の中に上げていただけるかどうかということをお尋ねしているわけで、その辺のお答えをはっきりとお願いできますでしょうか。

議長（木暮治一君） 副市長制につきましては、さきの会議の中でご提案をいただいたわけでありまして、特に今の段階で副市長制という議題につきましては、我々としても議題としてはおりません。任意協議会の委員の皆さん方がご議

決の中でそういった発言が1人の意見でなくて、なされたということであれば、当然我々も議題として正式に上げさせていただきます。

議長（木暮治一君） はい。

委員（宮下 宏君） 渋川の宮下ですが、今までですね、前回の会議のときに出されてから、私も各町村さんへ今歩いております。そういう中で、非常に不可解というんですか、その副市長制という言葉だけで村民、町民、その辺まで非常にいろんな声が出ておるのを聞いてきたわけでありまして。非常に今大事な中での例えばですね、うちの方の村長がそれをあずかるような申し合わせのような、裏の方ではこういう話があるとか、そんな話も今は聞いてきたわけでありまして、この任意協の今立ち上げた中でのそういう役ですか、そういうのをこれから協議するというようなのは、この趣旨そのものも今議員の定数の減だとか、首長の減、そういうものから考えますと、非常に心配の種のようなそういうのがあるんで、私はそれはこういう中でつくっていくというのは反対をしていきたいと思っております。私の感じでありまして、よろしくお願いをしたいと思っております。

議長（木暮治一君） ただいま塩野委員の方から副市長制についてのご発言がございました。また、宮下委員の方からは、そういったことについては反対であるというふうなご意見が出されました。委員の皆様方からこの関係につきまして、もう一言ご意見が出していただければと思っております。特にございませんか。この市町村合併につきましては、市町村長以下特別職につきましては、合併と同時に職を失するわけでありまして。そういった中で、この合併の一つの大きな目的といたしましても、そういった特別職の減というものも当然大きなものになってくるわけでありまして。それぞれの地域の中で、こういったものにつきまして、地域審議会等いろいろこれから皆さん方とともにご協議をいただかなければならない大きな問題があるわけでありまして。そういった中で、この論議等もその位置づけ等も当然考えていかなければというふうに思っております。そういった関係で、ただいまのお話につきましては、私といたしましても、本来ですと、特別職を増員するという形になるわけでありまして、この点についてはちょっとどうかなという感じも申し上げたいと思っております。この件につきまして、塩野委員さんもう一度ひとつお考えをお願いいたします。

委員（塩野光弘君） この任意協の場の話でございますので、皆さん方がどう受けとめていただくかということで、結論的には私はよろしいだろうというふうに思うんですけども、例えば二、三町村がですね、合併をしていくのであれば、これはかなりスムーズにいく部分というのがこれは多いだろうと。しかしながら、6市町村ということになりますとですね、六つの自治体がですね、少なくとも一緒になる。そしてまた、地域住民もですね、間違いなくそこに一つのものとして統合されていくということでございますので、そこにはさまざまな問題が少なくと

も合併した時点あるいはそれをする時点からですね、ここ何年かあるいは何十年かけてそういう問題が起こり得るだろうということは、これは想定できるだろうというふうに思います。

そういった中で、どれだけできる我が町、我が市ということになるわけですから、それがうまく融合してですね、人々が融合し、そして本当に我が町だということですね、末端の末端まで了解していくためにはですね、各地域、町村のですね、人たちの意見というのがですね、上がって行って、その中で受けとめられていくということが私は大事なんだろう。そのために非常に短期間であっても、あるいは3年でも、4年でも結構だから、少しずつ地域の代表をする人たちの意見をですね、全体の市政の場の中でですね、影響し合いながら、うまく町民とのですね、間の関係をですね、うまく持っていくような調整する人たちが必要なんじゃないか。あるいは地域の要望あるいはですね、市の要望、そこをどういうふうにしてですね、地域の人々といわば執行部の関係をですね、滑らかにしていくかということが必要なんじゃないかということで、一つの方策として副市長制というのがどうだというふうに提起を申し上げたわけです。宮下議長さんがどういうふうなうわさを聞かれたかわかりませんが、決してそういう変な意味ではなくてですね、どうやったら合併をした後におけるですね、新しい市の動きというものの、その未来に向けてですね、どう融合できるかということの一つの施策として、長い期間ではなくて、短い期間の中でその土台を、要するにインフラを固めていくためのですね、施策として考えていったらいいのではないかと。当然お金はかかります。しかしながら、それにも増してですね、私はこの大きな合併によってですね、市の皆さん方が納得できる新しい市として進めていけるような場をつくるために必要な措置ではないかというふうに思っております。

そういうことで、第1回で私は提起をいたしましたので、これは提起を受けとめてもらえたというふうに判断をしておるんです。ところが、皆さんからさまざまご意見があるでしょうから、その中できちんと提起を出していただいて、必要ないということであれば、これはいたし方ございません。しかしながら、必要であればですね、検討していただいて、検討をしていただいた上で、私は何か出していただきながらですね、皆さんのご判断に任せたいというふうに思います。私はぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、これは私の意見でございますので、ぜひ皆さん方の決定でございますれば、従いますので、そのことについてはそう思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

委員（宮下 宏君） 私はですね、群馬県なら副知事があるわけですが、市町村の中では大きい市では助役、立場上これは事業助役だとか、また事務の方の管理の方の助役、そういうのがあるわけで、今ですね、この合併についての人事という

んですか、首長、また次のというようなものまでは、私は全然頭がないわけで、必要に応じてこれからそういう論議でいくとするならばですね、私は第1助役、第2助役のような名称、これはいろいろあると思いますが、副市長という名称も案かもしれませんが、私はそんなような感じを持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（木暮治一君） ただいまお2方からそういった不要論といいますが、そういう形とぜひ置くべだという形のお話がありました。この合併協議におきましては、それぞれの町村の持ち味を生かしながら、お互いがお互いの気持ちをわかり合ってやるということが合併の本筋だと思っております。ですから、副市長がいなければということは、必ずや正しくないというふうに思っておりますし、そういった観点から協議がなされるわけでありまして、今宮下委員の方からお話がありましたように、必要に応じてこれは必要な職は設けなければならない、こういうふうに思っております。今後につきまして、ただいまの提案の中では、現行の形の特別職という形でのいろいろ方針が示されているわけでありまして、今後につきまして、新たな発足の中でこういったものが必要なものは当然つくっていかなければならない。名称も変えていくということになるかもしれませんが、この点につきましては、今後まだまだこれ議論が進む中で検討すべき問題、大きな問題だと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、いろいろご議論がありましたけれども、議案第15号につきましては、質疑ほかにございませんか。

はい。

委員（新井晟久君） 市議会議員の報酬の額について、このことにつきまして、このように調整方針が示されております。まだ市議会議員としての任期、また定数等がまだ協議項目では出ておりませんが、それが出ていないので、今この場所での案が妥当なのかどうか。その辺の判断がまだつきかねているんですね。ですから、その辺について協議項目5については今回出ておりませんが、特別職の身分の取り扱いということになると、当然市議会議員のこの点についても出てくるわけで、その点との協議項目5との関連についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 議員の報酬につきましては、ただいま表の中にありましたように、これから身分の取扱いについて、きょう、その他のところで参考の資料を説明させていただく予定であります。具体的に協議日程に上がった段階で、その身分の取扱いについてはご協議いただくわけですが、ただ報酬につきましては、もちろん議員の任期あるいは定数等と当面関係してくるわけですが、反面、特別職全体の中で議員の報酬をどうするかという話も非常に重要でありまして、

そういう意味で議員の報酬につきましては、その他の特別職の職員と同様に「特別職等の身分の取扱いに関する事」ということで、今回こういった整理をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員（新井晟久君） 議員の定数について特例措置を取らなければこれはこのとおりでいい。といいますか、私は、同規模程度の議会の例によって調整する。これはこれで考え方としては、同規模程度の自治体の例によるということはいいと思うんですね。特例措置を取るかどうかは、今後、協議項目5で協議をしていくわけです。ですからこの点について特例措置を取った場合に、いくつかの特例措置がありますけれど、2年の在任期間を取った場合にどうなるのか。私の考えは新しい町村の議員の方々が合併した場合には、新しい市議会議員として誕生するわけですね。特例措置を取った場合に、2年間の特例を、その場合には、私の考えは、若干財政的にお金が掛かる面はありますけれど、市議会議員としてしっかり頑張っていく立場から考えた場合には、現在の渋川市議会の議員の報酬によたらどうか。また、本来の定数時には、同規模の自治体の例によって調整を図ったらどうかという考えを私は持っています。それは皆さんいろいろ考えがあると思うので、今後、検討しなくてはならない。私は、例を言ったので、これはここで決まるとこういう形になっていきます。ですから、その辺について、私は、市議会議員なので私の立場で言ったんですけれども、議員でない委員さん4号委員さん、5号委員さんもいますので、ぜひ、その辺のことについても考え方をお聞かせ願えればと思います。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員さんのご意見のなかで、ご意見がありましたらお願いします。

委員（戸所隆君） 高崎経済大学の戸所と申します。5号委員と申されましたので。現在問題になっておるところであるならば、今後進め方によって、議員の方の処遇をどうするか。どういうふうな形でもこれでいけば、いろいろ処置ができるかと思えますけれど、その段階で、現在いくらだとかかなりきっちり決めてしまますと、これは何らかの形で特別職の設置あるいは給与に関する委員会など設けなければならぬなど、いろいろ複雑になります。ですから、ここでこう決めたことによって、その他の項でどういう形で議員の方の処遇を図るかそこに言及してくると思うんです。どういう形であってもこれでいけば、私はいけるんじゃないかと思っております。

委員（新井晟久君） 私も認識がちょっと甘かった面もあるんですが、この調整案では、現行報酬額ということは、現在の現行報酬ということですから、渋川他6市町村の議員さんの現行報酬でいくとこういう意味なんですかね。この辺の取り方が私もわからなかったのです。

議長（木暮治一君） 事務局長

事務局長（吉原康之君） 現行といいますのは各6市町村でそれぞれ報酬額が全部違うわけでありますから、違った額を基にもちろん同規模の自治体の例を参考にといいことでありますから、結果的に最低の額に調整案が整理されることもありましようし、例えば渋川市議会議員の報酬が一番高いわけですけれど、その一番高いところに調整を決定するということもありましようし、そういう意味で現行のということとは、現行の6市町村の報酬を基にといいことでありますから、もう少し言えば、例えば財政的な問題もありましようし、先ほどお話いたしました前任特例や定数特例とのとりあえず関係も出てまいりますから、今後は戸所委員もお話をされたように議員の身分の取扱い等の中で、こういった方針で行きたいと言っていたら、今私が話しているようなことも含めて、総合的な視点で検討いただけるといいことでありますのでお願いいたします。

委員（新井晟久君） 私も自分の立場が市議会議員で現在活動しているわけですが、その頭から現行というのは市議会議員の金額かなと思ったので、ちょっと私の勘違いで、今後は各市町村議会の議員の報酬はそれぞれ異なっておりますから、今後の話し合いの中で最高にするか最低にするか中間にするか、それはその他の項の中でも話が出てくると思いますが、先ほどの戸所委員さんが言われたとおりのことによろしいかと思えます。考え方が議員の立場から言ったもので失礼しました。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員の発言の中には、先ほど戸所委員さんから話が出ましたように、この後そういった問題についてもいろいろご議論いただくことになるわけでありますので、よろしくお願いいたします。

この件につきまして他にご質疑ございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。それではお諮りをいたします。議案第15号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり決定されました。ここで暫時休憩をいたします。

- - - - - 休 憩 - - - - -

議案第16号 協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関する事」

議長（木暮治一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第16号 協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関する事」についてを

議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料7ページ、小さい方の資料であります。ごらんをいただきたいと思っております。

議案第16号 協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について説明を申し上げます。協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一または類似する施設の使用料については、新市において段階的に調整するものとしてあります。

2、手数料については、6市町村で差異のないものは現行のとおりとし、差異のあるものは新市における速やかな一体性の確保と負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとしてあります。

協議項目参考資料の27ページ、大きい資料であります。ごらんをいただきたいと思っております。調整方針につきましては、ただいま説明したとおりであります。右側にあります調整理由・課題の欄であります。まず使用料については、施設の建設年次などを考慮して定められておりますことから、調整は新市において段階的に行い、手数料につきましては、負担公平の原則に基づき合併時に統一するものとしてあります。課題といたしましては、使用料の調整を段階的に行う場合は、住民負担を配慮する必要があるということであります。

次に、現況の欄左側であります。1の使用料の現況であります。施設の種類ごとにこのページから42ページにわたるものであります。まずこの27ページでは、公共ホール等の使用料について、それから次の28ページをごらんいただきたいと思っております。左側の上にありますように、福祉関係施設の使用料について、それから次の29ページであります。30ページにわたりまして、温泉施設等使用料について、それから31ページになります。32ページにわたりまして、商工観光等施設使用料について、それから次の33ページからあります。40ページまでにわたって、公園、体育施設等使用料について、それから少し先にいきます。41ページからあります。これが44ページにわたって公民館施設等使用料について、それから次の45ページであります。美術館、資料館等使用料をそれぞれ整理をいたしております。

それでは、46ページをごらんいただきたいと思っております。これは手数料の現況であります。このページから48ページまでにわたって整理をしております。各種手数料の現況についてそれぞれ整理をいたしております。その内容については、説明を省略いたします。次に49ページをごらんいただきたいと思っております。このページの冒頭の部分であります。ここでは本議案の使用料、手数料の取り扱い

として協議していただくものを整理しておりまして、まず使用料については、公の施設の使用料ということでありまして、ただし書きの公共物使用料以下にありますものにつきましては、各種事業の取り扱いにおいて別途協議をいたすことにしております。次に、その右側にあります手数料については、窓口サービス関係、各種許可、検査等の手数料ということでありまして、ただし書きの水道関係手数料以下にありますものの取扱いは、使用料のただし書きの場合と同様であります。その下にあります関係法令は、手数料、使用料等に係る地方自治法の関係規定を抜粋したものであります。内容の説明は省略いたします。

次の2は、先進地事例であります。表現等の差異はありますものの基本的には先ほど説明いたしました本議案の調整方針とほぼ同様のものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

この議案第16号につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りいたします。議案第16号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第17号 協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第17号 協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料9ページをお願いいたします。小さい方の資料であります。議案第17号 協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」について説明を申し上げます。協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」について、次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、公共的団体等の取り扱いに関することについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるとするものであり

ます。1では、6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるようにその調整に努めること。2では、6市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めること。3では、独自の目的を持った団体は、原則として現行どおりとするとしております。

協議項目参考資料の50ページをごらんいただきたいと思います。調整方針につきましては、ただいまの説明のとおりであります。右側の調整理由・課題の欄がありますが、調整は、合併特例法第16条第8項に規定をされている新市の一体性の確立という観点から、公共的団体の速やかな統合整備を図るために行うものであります。課題といたしましては、商工会議所等記載の団体については、地域特性や歴史的経緯を十分配慮し、それぞれの団体における協議等の動向を見定めて、統合のための調整を行う必要があるということ等を挙げております。

現況の欄であります。1の市町村の現況であります。表は一番左側の欄のとおり、当任意協議会の専門部会ごとにそれぞれ担当いたします公共的団体等を市町村別に整理したもので、このページから51ページにわたっておりますが、整理をしております。内容については、説明を省略いたします。

52ページをお願いいたします。2の市町村合併に係る公共的団体の取り扱いであります。1では公共的団体の定義について整理をしております。公共的団体とは農業協同組合等そこに記載の団体等で、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人に限らないとしております。2では、本議案でいう公共的団体等の取り扱いとして協議するものについて、次に記載の の団体の設置について市町村の意思が関与しているもの、 の市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの、 の市町村の事業に大きく関与しているものの3項目を挙げております。3は、主な公共的団体であります。記載のとおりその冒頭にあります社会福祉協議会の取り扱い、次の商工会議所、商工会の取り扱い、右の方へいきまして、シルバー人材センターの取り扱い、土地開発公社の取り扱い、最後にその他公共的団体の取り扱いということで整理をしております。これら公共的団体等の取り扱いについては、先ほど調整理由等でご説明申し上げましたとおり、原則は合併特例法の第16条第8項に定められておりますとおり、合併時に統合整備を図るということであります。

しかしながら、それぞれの公共的団体等におきましては設立時の経緯等を含め、さまざまな事情が想定されることから、統合に時間を要するという団体も当然あるわけでありまして、このような団体については、将来統合するその調整に努めていただくということでもあります。このことが先ほどの調整方針の2に盛り込んだわけでありまして、それぞれ記載の内容については、説明を省略いたします。その下にあります関係法令は、公共的団体等の統合などにかかわります合併特例法、地方自治法、商工会議所法等の関係規定を抜粋したものであります。左側の

上から三つ目にあります商工会議所法というのがあります。これをごらんいただきますと、先ほどの説明とやや重複いたしますが、簡単に要旨を説明いたしますと、第8条であります。商工会議所は原則として一つの市をその区域とすると定められておりました。その下の8条の2というのがありますが、廃置分合、つまり市町村が合併をし、市町村の区域が変わる場合の特則について規定をしております。先ほどの定めのとおり、一つの市に一つの商工会議所が原則であります。いろいろな事情からその統合に時間を要するといった場合については、統合ができるまで合併前のまま存続することができるとする規定であります。これについては、町村にあります商工会についても同様でありまして、それにかかわります商工会法の規定が右側になります。これらの条文から考えますと、商工会議所と商工会とが同一地区に存在というようなことが現実起こった場合についても、取り扱いについては同様であります。

それから、次の53ページをお願いいたします。3の先進地事例であります。基本的にはいずれもただいま説明いたしました本議案の調整方針とほぼ同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりましたので、議案第17号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りをいたします。議案第17号につきましては、原案のとおり決定することをご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第18号 協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関すること」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第18号 協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料をごらんいただきたいと思います。11ページであります。議案第18号 協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関すること」についてご説明申し上げます。

協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関する事」について次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、補助金、交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後速やかに調整するとするものであります。

1は、6市町村で同一あるいは同種の団体等については、団体の意向、協力を求めつつ、統合等の推進を考慮し、調整すること。

2は、各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整すること。

3は、6市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整すること。

4は、各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて新市全体の均衡を保つように調整すること。

5は、整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整をするとするものであります。

大きい資料の54ページをお願いいたします。調整方針につきましては、ただいまの説明のとおりであります。右側の調整理由・課題の欄ではありますが、調整は6市町村において同一あるいは同種の団体補助金があることから、一体性の確立等を図るために、また同一あるいは同種の事業については、公平の原則の視点で、合併時の統一を図るために行うとしております。課題といたしましては、これまでの経緯等から関係団体の理解や市町村独自の制度については、事業目的、効果など総合的な検討の必要性を挙げております。

左側の現況の欄ではありますが、市町村の現況ではありますが、この表では括弧内にありますとおり、団体運営補助金について、先ほどの公共的団体等の場合と同様に、当任意協議会の専門部会ごとに担当する補助金を整理しております。これが56ページまでにわたって整理をしておりますが、内容については説明を省略いたします。

56ページをお願いいたします。このページの下の方になりますが、2の事業費補助金ではありますが、ただいま説明を申し上げました団体運営補助金の場合と同様に整理をしております。これが63ページまでにわたって整理をしております。内容は説明を省略いたします。

64ページをお願いいたします。3の補助金、交付金ではありますが、ここでは関係法令の抜粋と補助金の定義等を整理をいたしてありまして、内容については説明を省略いたします。

次の4の先進地事例ではありますが、基本的にはいずれも本議案の調整方針とほぼ同様の内容になっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い

いいいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりましたので、議案第18号につきまして、質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

はい。

委員（新井晟久君） 補助金、交付金の取り扱いに関する点で、調整方針が決まった場合に具体的な問題が今後この調整方針に沿って各専門部会ごとに列記している点について具体的に決まってくると思うんですが、それらの点についてはどういう機会に報告があるんでしょうか。この点についてちょっとお聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） ご説明申し上げましたように、かなりの数にそれぞれ上るわけでありまして、いずれにしても、時間もかなりかかるわけでありまして、時期に応じて任意協議会にご報告をその結果については申し上げていきたいというふうに考えております。これにつきましては、これまでもさまざまな協議項目について決定をしていただいておりますが、その協議項目の内容についても、今後具体的に検討し、包括的な方針でご決定いただいているものがありますので、具体的な決定事項については、今後このただいまの補助金の場合と同様に、時期を見て任意協議会にご報告を申し上げていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質疑ないようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。議案第18号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議もないようですので、議案第18号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第19号 協議項目20「附属機関等の取扱いに関する事」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第19号 協議項目20「附属機関等の取扱いに関する事」

事務局長（吉原康之君） 議案資料13ページをごらんいただきたいと思います。

小さい資料ではありますが、議案第19号 協議項目20「附属機関等の取扱いに関する事」について説明をいたします。協議項目20「附属機関等の取扱いに関する事」

ること」について、次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、1、同種の附属機関等については、統合するものとし、2、6市町村独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮し、整備するとするものであります。

大きい資料の65ページをお願いいたします。まず、調整方針案につきましてありますが、議案で説明したとおりであります。右側の調整理由・課題の欄がありますが、調整は法律あるいは条例等に基づき設置されている6市町村の附属機関については、共通のものがあることから、統合を図るために行うものであります。課題といたしましては、新市で設置する附属機関の委員の構成については、市域全体の均衡を図ることや市町村独自の附属機関等の整備に当たっては、設置の経緯や地域の実情などを踏まえ、そういったことを課題として挙げております。

次に、左側の現況の欄がありますが、1の市町村の現況であります。ここでも先ほどの公共的団体等の場合と同様に、附属機関についても整理をしております。このページから次の66ページにわたって整理をしております。

67ページをお願いいたします。2であります。ここでは附属機関の定義と附属機関に係る地方自治法の関係規定を掲げておりまして、内容については説明を省略いたします。

3の先進地事例であります。上段の三つの事例及び下段の二つの事例は、本議案の調整方針とほぼ同様の内容であります。最後にあります新潟市の例の欄をごらんいただきますと、記載のとおりかなり具体的な調整方針を掲げて調整をしたようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたので、議案第19号につきましてのご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、質問を終わります。

それでは、お諮りをいたします。議案第19号につきましては、原案のとおり決定することをご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ないようですので、議案第19号は原案のとおり決定をされました。

以上で協議事項はすべて終了いたしましたわけであります。

次に、次第の4にありますけれども、その他に移ります。

（1）「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について、事務局より説明をいたします。

事務局長。

その他

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料小さい方の資料の15ページをごらん
いただきたいと思います。本日今後の任意協議会の議案といたしております「議
員の定数及び任期の取扱いに関する事」につきまして、あらかじめご説明申し
上げます理由であります。本件が議員の身分等、住民の皆さんにとっても、ま
た関係市町村議会及び議員の皆さんにとっても、特に重要な案件であり、慎重に
対応する必要があるだろうという趣旨からでありまして、その協議方法等につい
て、これから説明をいたします資料を事務局で整理をいたしましたもので、これ
についてご意見等をお聞きしたいと考えております。なお、これにつきましては、
任意協議会の下部組織であります専門部会を初め、幹事会、正副会長会議及び本
協議会の3号委員の方々にはそれぞれ説明をいたしております。

それでは、資料であります。まず、(1)の でありまして、協議をする組織
案であります。これらの中からいずれの案を採用するにいたしましても、任意合
併協議会の規約上では、最終的には任意協議会で決定することになりますが、こ
れはそこに至るまでの進め方に係るものであります。ここでは、協議組織案とし
て、3案を整理をいたしました。まず、アであります。小委員会を設置して協
議を進める方法であります。これは、(ア)にありますように、協議会規約11条
に基づいて設置するもので、ほかの2案に比べ規約に一番忠実な方法でありまし
て、委員の構成は(イ)にありますように、記載の委員、3号委員は議会選出の
委員であります。関係市町村から各1名で計6人、4号委員は関係市町村の学
識経験者であります。同様に各1名で計6人、5号委員は共通の学識経験者で
あります。3名の方の中からここでは1名をお願いしたらどうかということで、
合計13人とするものであります。

次に、大きなイであります。関係市町村の議長による連絡会あるいは議長も
含む本協議会の3号委員連絡会を設置し、協議を進めていただく案で、これは議
員の方々を中心にする組織であります。この場合には、(ア)にありますように、
規程を制定いたしまして、その承認を協議会でしていただくこととなります。
(イ)は、委員の構成で3号委員の連絡会についてここでは整理をしておりまし
て、3号委員は関係市町村のそれぞれの議会から3人ずつ選出していただいてお
りまして、計18名、それから5号委員、先ほどのとおり共通の学識経験者であり
まして、3名の方全員委員にということで、構成をしていただき、合計で21人の
構成とするものであります。

大きなウであります。これは先ほど説明いたしました大きなア及びイと異な
りまして、任意協議会とは別に第三者機関を設置いたしまして協議するとするも

のであります。(ア)の規程の制定については、先ほど申し上げました大きなイの場合と同様で、(イ)の委員の構成は、記載のような分野からおおむね10人から15人程度にしたらどうかというものであります。

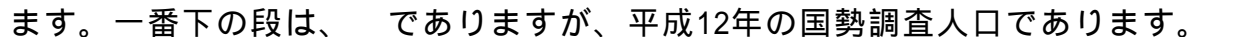
次の の協議組織の役割であります。アの協議をしていただく事項は、ただいま上記 で説明をいたしました案のいずれの組織になっても、表題の協議事項にかかわります記載の(ア)の新市の議員の定数から(オ)の議員の報酬等について協議をしていただくこととなります。

次に、その下にありますイは、協議会等とのかかわりということで整理をいたしましたイメージ図でありまして、今回設置をいたします協議組織で協議をしていただいたものは、協議会に報告等を行うとともに、また各市町村議会との連携や調整を行いまして、表題の協議項目に係る調整方針をまとめていく。そして、最終的には先ほども申し上げましたとおり、本協議会で決定をする。こんなふうに考えておるわけでありまして。

次に、17ページ、次のページをごらんいただきたいと思います。これからご説明をいたします以下の資料につきましては、6市町村との議会議員の現在の定数を初め、任期、それから合併によって新しい市が誕生することになりますと、原則として議会の議員はすべて失職することになりますが、合併特例法では議員がそのまま在任するための特例や定数に係る特例などが定められておりますが、これらについて整理したものでありまして、今後この案件について協議をしていただく参考になるというふうなことで、整理をしたものであります。

まず1は、6市町村の議会議員の現況を整理したものであります。まず、表の上段の というのがありますが、これは議員の定数でありまして、法定とあるのは人口要件によりまして地方自治法に定められている人数、いわば上限でありまして、この範囲で条例でそれぞれ定めることとなります。それが条例とあるところの数字であります。そして、その下に現員とありますものが現在の各市町村の議員数であります。それぞれ記載のとおりであります。中ほどにあります子持村は、次回一般選挙から条例に定める16人については適用されることになっておりまして、現員は18人でありまして。

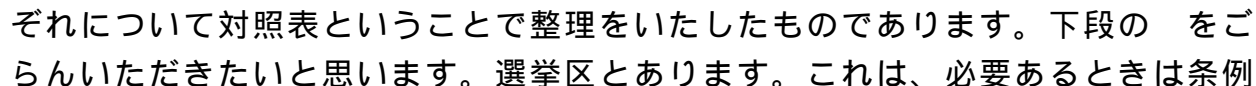
次に、 の任期であります。渋川市と北橘村がほぼ同じでありまして、最も遅い時期となっております。平成19年4月29日と4月30日となっております。早く任期満了となるのは、伊香保町と子持村でありまして、平成16年10月7日であります。ところで、赤城村の議員の任期であります。ごらんのように平成17年8月31日となっております。過日の協議会で、合併の期日に関する方針を定めていただきましたが、現行の合併特例法では、ご承知のように平成17年3月31日までに合併をすれば特例措置を受けられると定めておりますが、最近の情報では国において、この法律の経過措置を1年間延長することが検討されているというこ

とがありまして、これによりますと、平成17年3月31日までに知事への申請を行えば、合併の期日は極端に言えば平成18年のいずれかに定めればよいこととなります。しかしながら、先ほど申し上げました赤城村の議員の任期が平成17年8月31日となっておりますことから、今後当協議会等において、合併の期日を決定する場合には、この赤城村の議員の任期も考慮する必要があるということになります。つまりこの任期以降に合併期日を定めるということとなりますと、赤城村では任期になる前に議員の選挙が必要になりますし、後ほど説明いたします在任特例などを検討する場合、他市町村の議員の任期のバランスも考慮する必要があります。一番下の段は、 でありまして、平成12年の国勢調査人口であります。

次の2であります。合併特例法の対照ということで整理したものであります。ここでは、先ほど説明いたしました合併に際しての議員の身分に係る一般原則と特例措置を対比して整理をしております。まず(1)は、原則について整理をいたしてありまして、合併時に6市町村の議員はすべて失職し、合併後50日以内に新しく算定をされた定数に基づき議会の設置選挙を行うこととなります。右にあります図は、この原則を整理したものであります。定数は、6市町村の人口から30人が上限となり、これを踏まえて先ほどの説明のように、条例で決めました定数に基づき選挙を行うこととなります。設置選挙後の在任期間は、通常の4年間です。それ以降も同様であります。

次に、(2)であります。定数特例を選択する場合であります。合併時に議員全員が失職することと、合併後50日以内に選挙するのは、ただいま説明いたしました(1)と同様であります。この場合には、定数を法定数の2倍以内で定める必要があります。任期は4年間です。右の図は(1)の場合と同様にこれらのことを示したものであります。それぞれ図は6市町村の枠組みで整理をいたしてありまして、設置選挙は60人以内で行われ、在任期間は4年間です。それ以降は、原則に戻りまして、法定数の30人以内で4年間ということになります。

(3)は、在任特例を選択する場合でありまして、合併後2年以内の範囲で、関係市町村の協議によりまして全議員が在任することとなります。右の図では、(2)と同様に、6市町村の枠組みで整理をしたもので、現6市町村の議員94人、全議員が選挙なしで2年以内の期間在任することになり、その期間以後は法定数30人以内となり、一般選挙が行われます。(3)の下にあります表は、自治法で定める人口要件別の法定議員数の上限であります。

次の18ページをお願いいたします。これは、ただいま説明いたしました議員の身分等に係ります合併特例法の関係条文を左から原則、定数特例、在任特例それぞれについて対照表ということで整理をいたしたものであります。下段の  をごらんいただきたいと思います。選挙区とあります。これは、必要あるときは条例

で選挙区を設けることができるとする公職選挙法等の関係規定を記載したもので、合併後議員の地域別選出数を配慮するなどの理由によって設けられることがあります。ただ、先ほどの説明と重複いたしますので、説明は省略いたします。

次のページになりますが、3の市町村議員の報酬の現況であります。この表は、6市町村の議員の現況を整理したものであります。それぞれごらんのとおりであります。欄外には6市町村の報酬額の合計額も整理しております。額を読み上げますと、3億9,948万6,000円であります。

4は、合併後の報酬であります。先ほど定数特例や在任特例についてご説明をいたしました。ここでは各場合に従って、合併後の報酬がどのようになるかを整理したものであります。まず、の定義の欄をごらんいただきたいと思います。定数特例を採用しない場合、その右の定数特例採用の場合、それから在任特例採用の場合、それぞれ数字がありますように、30人、60人、94人となりまして、次のの一番高い報酬、渋川市の議員の報酬になるわけですが、これに合わせた場合、それぞれ記載の額になりまして、定数特例を採用しない場合と総額では当然のことですが、それぞれかなりの違いが見られます。採用しない場合が約1億8,950万、定数特例の場合は約3億7,690万、在任特例の場合が約5億8,920万円となります。

次に、が一番低い報酬、これは小野上村ですが、それぞれ記載の額になりまして、先ほどと同様に総額ではそれぞれ左から約7,420万円、1億4,660万円、2億2,860万円となります。は、現在の総額とそれぞれ比較したもので、欄の中の上段が一番高い方に合わせた場合と現状の額の差で、下段が一番低い方と現状の額との差でありまして、ごらんのとおり一番右側の欄の上段以外はすべて現状の額よりもマイナスとなります。は、それぞれ報酬の適用期間ですが、左から合併後の一般選挙から次は一般選挙から4年間、合併後2年以内ということになります。

次ページをお願いいたします。5は、先進地事例ですが、下段の郡上市以外は、在任特例を採用しておりまして、記載のとおり在任期間については、合併後2年とするものと1年1カ月ないし1年2カ月とするものといった違いが先進地事例には見られるわけがあります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま議会の議員の定数及び任期に関する協議方法について説明がありました。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご意見等もないようですので、それではこの件につきましては、次回の会議でどの協議方法を選択するのかご協議をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、(2)、次回会議の協議項目について、(3)、次回会議日程についてあわせて事務局より説明をいたします。

事務局長。

事務局長(吉原康之君) 21ページをごらんいただきたいと思います。(2)であります。ここでは次回会議の協議項目を整理しております。次回の会議には、記載のとおり六つの協議項目を提案することにしております。それぞれ議案の要旨を申し上げます。は、協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」でありまして、これらは地域の歴史、伝統等に根づいたものが多いことから、また住民の愛着が強いことから、このようなことを踏まえて協議する必要があります。

は、協議項目14「条例、規則等の取扱いに関する事」で、新設合併の場合、関係市町村の条例等がすべて失効することから、これらの整備のための基本方針の協議が必要になります。

は、協議項目16「一部事務組合等の取扱いに関する事」で、新設合併によって、関係市町村の法人格が失われることから、広域消防や医療等を行う一部事務組合等について、その取り扱いを協議会で協議する必要があります。

は、協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関する事」で、関係市町村間ではさまざまな違いが見られますが、不均一課税の適用などの問題も含めて、協議会で協議をする必要があります。

は、協議項目22「介護保険事業の取扱いに関する事」でありまして、ただいまの の国民健康保険の場合と同様の趣旨で協議が必要となるものであります。

は、協議項目23「消防団の取扱いに関する事」で、災害等の的確な対応のため、合併時の統合が望ましく、組織や待遇等を協議会で協議する必要があります。

次のページをお願いいたします。会議の日程であります。次回会議は、平成16年2月24日、午後2時から渋川市民会館の小ホールで開催することにしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) ただいま次回会議の協議項目と会議日程等につきまして説明がされました。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員(新井晟久君) 次回会議の協議項目につきまして、今説明を受けましたが、先ほどその他の項で説明がありました議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事、これは協議項目5でございますが、これは入っていないんで、何でここに入っていないのか。その点についてお聞きをします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 実は、きょうの協議会でさまざまな意見が出るというふうなことを予想いたしまして、場合によってはもっと延ばした方がいいだろうというふうなことも考えられるというようなことから、今回正式な協議項目には上げませんで、いずれにしても、お話のとおり として、協議項目、先ほど説明をいたしました議員の身分の取扱いに関する組織等の設置については、正式に協議項目としてお願いをするというふうなことで考えておりますので、説明が足りませんでした。よろしくお願いします。

委員（新井晟久君） 今考えているということですが、協議項目 5 を追加すると、こういうことではっきりさせてもらいたいと思います。

事務局長（吉原康之君） そういうことでありますので、よろしくお願いします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項等はすべて終了させていただきました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第 4 回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後 4 時 4 2 分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年1月28日

議長 木暮 治一

署名委員 信澤 明